

令和 8 年度 予算・税制等に関する要望書/一般政策要求

我が国が直面する人口減少と少子高齢化が進む2040年問題や社会保障制度の課題解決、そして新興感染症への対応等についての要望をまとめましたので要望書を提出致します。

医療DXの推進、医療技術の進歩と細分化、医療環境の変化に対応するための医療提供体制の更なる整備促進は、政府としての喫緊の課題と考えられていますが、当会も、臨床検査の専門家として、医療現場において「国民に質の高い医療を提供する」ために次の事項について要望致します。何卒、ご配慮いただけますようお願い致します。

●医療機関・医療職種の抜本的処遇改善の要望

・診療報酬による医療機関・医療職種の処遇改善の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

●国民の健康を守る検体検査の品質・精度確保のための要望

・精度管理の義務化の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

・臨床検査精度管理センター（仮）設置の要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

・高度な知識・技術を必要とする検体検査の品質の確保のための人的要件新設の要望・・・・・・・・・・P4

医療機関・医療職種の抜本的処遇改善の要望

診療報酬による医療機関・医療職種の処遇改善の要望

【現状と課題】

- ✓ 昨今の物価高騰による医療材料費等の増加は、全国の医療機関に直撃し経営がひっ迫している。
- ✓ 医療機関は、診療報酬である公定価格により運営するため、価格に転嫁することができない。
- ✓ 国立大学病院の経常損益は2024年度（速報値）でマイナス285億円。2024年度において、国立病院機構が運営する140病院の経常収支は、合計で375億円の赤字、JCHOが運営する57病院の経常収支は、59億円の赤字、労働者健康安全機構が運営する29の労災病院の経常収支は、114億円の赤字であった。
- ✓ 医療機関の経営難は、電子カルテの導入・更新、検査機器更新、賃上げ及び人事採用を妨げている

【抜本的な対策の必要性】

これまで支援金や給付金等により一時的な対応はあったものの、抜本的な対策が必要である。令和4年度診療報酬改定では「看護職員処遇改善評価料」、令和6年度診療報酬改定では「ベースアップ評価料」が新設された。しかし医療機関や医療職種の状況は危機的な状況である。



国民の命を守る医療機関や医療職種のこの危機的状況を脱するためには、**国が定める公定価格である診療報酬でしっかり対応する必要がある。**

精度管理の義務化の要望

- 医療DXを推進する上で、6情報のひとつ「検査」の品質・精度が確保されていることが大前提である。一方、正確で迅速な診断・治療が求められる医療現場においては、精度が担保された検体検査結果が必要不可欠である。
- 平成30年12月に施行された改正医療法においては、医療機関の内部精度管理の実施と外部精度管理の受検については努力義務となった。



検体検査の精度管理等に関する検討会とりまとめ（平成30年3月）

高度な医療を提供する**特定機能病院等**においては、それぞれの提供する医療の内容を担保する高度な基準を満たすべきであり、**検体検査の精度の確保に係る高度な基準**についても、それぞれの承認要件にすることについて**別途検討する必要**がある。



特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会（令和7年2月26日）

医療法で努力義務となっている**内部精度管理と外部精度管理調査**を**特定機能病院に対して義務化することを決めた**。別に検討している特定機能病院の基準見直しの一環として実施する予定で、現時点で実施時期は明確にしていない。

義務化を決めたのは、遺伝子関連検査・染色体検査以外の検体検査の内部精度管理と外部精度管理調査。遺伝子関連等検査の外部精度管理も努力義務だが、今回の決定の対象外で変更しない。遺伝子関連等検査の内部精度管理は現在も義務となっている。



医療DXを見据えて、特定機能病院に続いて地域医療支援病院も、内部精度管理の実施、外部精度管理調査の受検を施設要件に加えることにより、施設の機能に相応する品質が確保された検体検査の提供へとつながる。

臨床検査精度管理センター（仮）設置の要望

臨床検査において、外部精度管理は内部精度管理と同様に検査の品質・精度を確保する上で重要な役割である。医療DXの政策を推進する上でも、臨床検査精度管理センター（仮）の設置は必要である。

【現状の課題】

- ✓ 臨床検査技師等に関する法律施行規則において、衛生検査所の開設者の義務として外部精度管理調査の受検が義務となっているが、複数の実施団体があり、どの外部精度管理調査を受検すべきか決められていない。
- ✓ 各団体は、年1回実施するに留まっている（年複数回実施することが望ましい）。

【対応策】



外部精度管理調査の司令塔となる「臨床検査精度管理センター（仮）」を設置し、日本における外部精度管理調査を1本化・統一化し精度の確保を図る。

【期待できる効果】



- ✓ 病院、診療所、衛生検査所等が同一の外部精度管理調査を受検することにより、結果を比較・検討することができる。
- ✓ 年に複数回実施することにより、より信頼された検査データを患者に提供できる。
- ✓ COVID-19のような新規項目の外部精度管理調査についても対応先が明確である。



日本における外部精度管理調査の位置づけを明確化することにより、**品質・精度が確保された臨床検査の提供へとつながる**。ひいては国民の利益にもつながることが期待できる。

高度な知識・技術を必要とする検体検査の 品質の確保のための人的要件新設の要望

臨床検査技師等に関する法律

(名称の使用禁止)

第二十条 臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない・・・名称独占

一方で、**法的に検体検査に業務制限はない ⇒ 誰がやっても法に抵触しない！**

(平成17年4月21日) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律改正の付帯決議より一部抜粋

【附帯決議】政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

三、人体から排泄され、又は採取された検体に係る第二条に規定する検査のうち、**高度な医学的知識及び技術を必要とするもの**については、検査の適性を確保するため、**臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから**、周知に努めること。

(令和2年2月19日) 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会(第6回)
資料3 現行制度上実施可能な業務の推進について

現行制度上実施可能とした業務について<臨床検査技師>
臨床検査技師により細胞診や超音波検査等の**検査所見を報告書に記載し、担当医に交付**すること

↓
報告書は疾病の診断・治療・経過観察の重要な根拠となるため十分な知識・技術を有した専門職が作成する必要がある

検査結果が患者診療に重大な影響を及ぼす**高度な医学的知識及び技術を必要とする検体検査(細胞判定に関する検査、微生物学的検査、輸血に関する検査等)**に関しては、**別途、専門的知識・技能を有した臨床検査技師が行うこと、等の人的要素を含んだ基準を定めることにより、品質の確保された検査結果が提供される。**